

# 佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針

## 1. 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関わる基準及び要介護1又は2の者の特例的な入所（以下「特例入所」という。）に関する保険者（市町村）の適切な関与を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2. 入所申込者

入所申込者は、介護保険法に定める介護認定審査会において、要介護1～5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ、在宅において介護を受けることが困難な者とする。

## 3. 入所の申込等

### （1）申込方法

入所の申込は、入所申込書（様式第1号）及び介護保険被保険者証写しをもって申し込むものとする。

入所申込者が要介護1又は2の者である場合、施設は、特例入所の要件等を丁寧に説明した上で、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを入所申込書に記載するよう求めることとする。

### （2）申込みの受理及び受付簿の管理

申込書を受理した場合は、入所受付簿（様式第2号）にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退による削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

なお、申込者側からの特例入所の要件に該当している旨の申立てがあった場合には、入所申込を受け付けられない取扱いができないが、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設において判断できるものとする。

## 4. 入所判定対象者

入所判定対象者とは、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び要介護1又は2の者であって、下記に掲げる事由があることを申し立てた者とする。

### （1）特例入所の際にやむを得ない事由として考慮する事項（特例入所の要件）

施設は、要介護1又は2の入所申込者が、特例入所対象者となるか否か判断するに当たり、やむを得ない事由として次の事項を考慮するものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや地域支援の供給が不十分であること

## 5. 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置し、要介護1又は2の者が特例入所対象者（やむを得ない事由があるため特例入所が認められる者をいう。以下同じ。）に該当するか否か及び入所申込者の入所決定等を行うものとする。
- (2) 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。  
また、委員には、施設外の第三者を任命するよう努めるものとする。
- (3) 委員会は、原則として月1回程度、及びその他必要に応じて開催するものとする。
- (4) 施設は、委員会を開催する都度、その協議内容（7.（2）及び（4）の保険者の意見を含む）を記録し、これを2年間保存するものとする。
- (5) 施設は、県又は保険者から求めがあったときは（4）の記録を提出するものとする。

## 6. 入所優先順位決定基準

- (1) 施設は、入所申込受付に際し、入所判定対象者について次に掲げる項目ア～オを調査し、その内ア～エの結果を別表の入所優先順位決定基準により点数化し、入所申込者調査票（様式第3号）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。
  - ア 要介護度
  - イ 主たる介護者等の状況
  - ウ 居宅サービス利用状況
  - エ その他
  - オ やむを得ない事由（要介護1又は2の場合のみ）
- (2) 入所優先順位は、（1）の結果で高得点を得た者からとする。  
ただし、調査結果で80点以上になった入所申込者については、入所優先順位名簿（様式第4号）に記載されている入所申込順に従い、入所決定されるものとする。
- (3) 施設は、（2）にかかわらず、入所申込者の中で次に掲げる要件に該当する者については、優先して入所させることができるものとする。
  - ア 老人福祉法に定める措置委託による場合
  - イ 災害時
  - ウ その他特段の緊急性が認められる場合（介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合等）
- (4) 入所優先順位の見直しは、介護の必要性及び本人の要介護度が、変更になった場合等に適宜行うものとする。
- (5) （3）に該当し優先入所等を行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。
- (6) 施設は、申込者及び家族等に対して入所優先順位決定方法等についての説明を行い入所申込書の「説明確認欄」に確認の署名を受けけるものとする。

## 7. 特例入所申込みに係る保険者との情報共有等

6. に加え、特例入所の申込みがあった場合には、入所判定が行われるまでに、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者」という。）との間で次の（１）から（４）のとおり情報の共有等を行うものとする。

ただし、老人福祉法に定める措置委託の場合には、以下の手順を省略するものとする。

- （１）特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合、施設は、6（１）の調査後、保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
- （２）（１）の求めを受けた場合において、保険者は地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- （３）入所検討委員会において、特例入所対象者の入所決定を判断するに当たっては、原則として、「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、入所決定前に保険者に意見を求めること。ただし、要介護の区分変更申請の途中であって明らかに要介護3以上になると見込まれる場合や、その他やむを得ない事情により緊急性が認められる場合は省略することができる。
- （４）（３）の求めを受けた場合において、保険者は意見書において、又は入所検討委員会に参加して、施設に対して適宜意見を表明できる。

## 8. 入所者の決定

施設は、7.（２）及び（４）の保険者の意見を踏まえ、入所優先順位名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

ただし、入所申込者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し、十分に説明を行い同意を得るものとする。

## 9. 適正運用

- （１）施設は、この指針を公表するとともに、入所申込者・家族に対しその内容を説明するものとする。
- （２）施設は、この指針に基づき適正に入所事務を行うものとする。
- （３）県・保険者は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言・指導を行うものとする。
- （４）本指針については、県・保険者・県老人福祉施設協議会のいずれかより求めがあった場合には、協議を行い必要な見直し等を検討するものとする。

## 10. 運用期日

この指針の運用は、平成15年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成16年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成27年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成29年7月1日からとする。